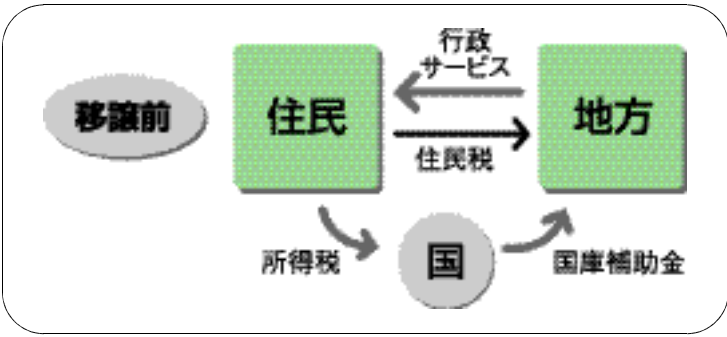
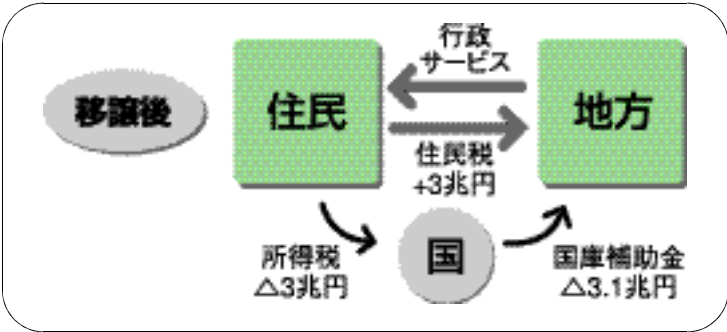


発行/
芦屋市役所
TEL. 0797 31 2121
〒659 8501兵庫県芦屋市精道町7番6号

問い合わせ
課税課市民税担当 ☎38-2016



客員



このため、「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体の改革によって、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民に

なお、国庫補助金の改革額との差額(〇・一兆円)は、地方団体の財政運営に支障が生じないように措置が講じられます。

国から地方への税源移譲が行われます

平成十九年度に、身近な行政サービスが効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われます。

とって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、税源移譲に結びつく国庫補助金の改革額三・一兆円を削減するとともに、

地方団体は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行政システムは、必ずしも自主性が高いとはいえません。

三兆円の税源移譲をすることになりました。

平成19年度から 住民税が変わります

市や県などの地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために、三位一体の改革が進められてきました。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ三兆円の税源移譲が行われます。この税源移譲によって、皆さんに納めていただいている住民税(市県民税)が平成十九年度(平成十九年六月徴収分)から大きく変わります。

また、これに先立ち、給与所得のかたは平成十九年一月の天引き分から、年金所得のかたは平成十九年一月以降の支給月分から、所得税がそれぞれ変わります。

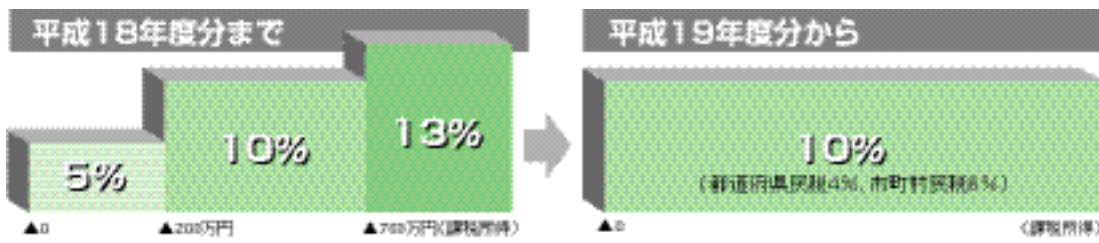
■住民税所得割の 税率が10%に 統一されます

平成十九年度から、住民税所得割の税率が、10%に統一されます。

住民税所得割の税率は、従来課税所得に応じた三段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

これに伴い、山林所得や退職所得の税率も、10%になります。

なお、平均課税(変動所得・臨時所得)は廃止になります。



平成19年度のその他の変更点

税源移譲以外の次の2つの変更点により、住民税が増えることとなります

定率減税(定率による税額控除)が廃止されます

定率減税は、住民税所得割額を下表の割合で一定額減額するものです。

例えば、平成18年度であれば住民税所得割額が100,000円の場合、この定率減税により、7,500円減税され92,500円となります。

この減税については、平成19年度から廃止されるため、住民税所得割額が最高20,000円増えることとなります。



平成17年度	平成18年度	平成19年度
所得割額の15%を控除(上限4万円)	所得割額の7.5%を控除(上限2万円)	廃止

65歳以上のかたの非課税措置の段階的廃止

(平成18年度から継続)

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下のかたは非課税でしたが、平成18年度の改正により廃止となりました。この経過措置として、平成17年1月1日に65歳に達していたかた(昭和15年1月2日以前生まれのかた)で前年の合計所得金額が125万円以下のかたは、税額を平成18年度は3分の2を減額しています。平成19年度は3分の1を減額し、20年度は全額課税となります。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	(所得割+均等割*)の2/3を減額	(所得割+均等割*)の1/3を減額	全額課税

*均等割の減額に県民緑税(800円)は含まれません。

平成17年1月1日に65歳に達していたかた(昭和15年1月2日以前生まれのかた)で合計所得金額が125万円を超え、158万円以下の場合は、期限までに申請いただくことにより、住民税を減免することができる場合がありますのでお問い合わせください。